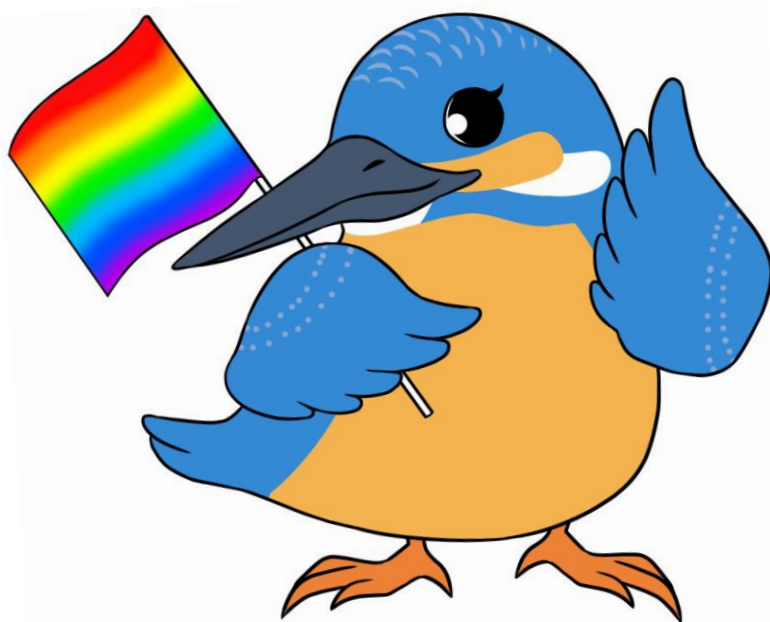


国分寺市パートナーシップ制度 利用の手引き



令和2年11月

国分寺市 市民生活部 人権平和課

目 次

1	パートナーシップ宣誓を行うことができる方	1
2	宣誓から宣誓書受領証等の交付まで	1
3	必要書類	2
4	宣誓書受領証等の再交付・返還について	3
5	Q & A	4
6	相談窓口	4

■国分寺市パートナーシップ制度とは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活の中でお互いに協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ宣誓書等を提出し、国分寺市がお二人に宣誓書受領書等を交付する制度です。

「国分寺市パートナーシップ制度」は、国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号）の基本理念に基づき、「性別に関わりなくだれもが個人として尊重され、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できる」国分寺市をめざし導入するものです。

問合せ先

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町一丁目46番地8 ひかりプラザ2階

電話 042-573-4378 FAX 042-573-4388

受付時間 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

メール jinkenheiwa@city.kokubunji.tokyo.jp



① パートナーシップ宣誓を行うことができる方

次の項目をすべて満たしている方は、パートナーシップ宣誓を行うことができます。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条（成年）に規定する成年に達していること。
- (2) 次のア及びイのいずれかに該当すること。
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップを有しないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻することができないものでないこと。

② 宣誓から宣誓書受領証等の交付まで

電話またはメールで事前予約（おおよそ7日前まで）



【担当】国分寺市 市民生活部 人権平和課
TEL 042-573-4378(平日午前9時～午後5時)
メール jinkenheiwa@city.kokubunji.tokyo.jp

宣誓日の調整



宣誓日時と当日の必要書類等を確認します。

パートナーシップの宣誓



必要書類（2ページ参照）をお持ちのうえ、お二人でご来庁ください。

宣誓書受領証等の交付

宣誓の要件を満たしている場合、宣誓書の写しを添えて、「宣誓書受領証」を1部、宣誓書受領証カードを2部交付します。
※宣誓から宣誓受領証等の交付まで1時間程度かかります。

3 必要書類

宣誓には、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書
- (3) 住民票の写し

(1)(2)は、
ホームページから
ダウンロードできます。

※1人1通ずつお持ちください。(3か月以内に発行されたもの)
※本籍地・続柄の記載は不要です。同一世帯の場合は1通で可。
※転入を予定の方は、転入予定であることが確認できる書類(売買契約書、
賃貸契約書等)転入後、1か月以内に世帯全員の住民票の写しをご提出
ください。

- (4) 配偶者がいないことを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書)

※1人1通ずつお持ちください。(3か月以内に発行されたもの)
※戸籍抄本・独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等に日本語の翻訳を添えて、ご提出
ください。

- (5) 本人確認書類

※個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した
免許証、許可証又は資格証明書等(顔写真付きのもの)

通称を希望する場合

通称を日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください。
(通称宛に届いた郵便物や社員証等)

受領証・受領証カード表面に通称を記載し、裏面には戸籍上の氏名を
記載します。

通称：本名(戸籍上の氏名)以外の呼称で
本名に代わるものとして広く通用して
いるもの。



4 宣誓書受領証等の再交付・返還について

宣誓書受領証等の再交付・返還の申請をする場合は、事前に電話またはメールでご予約ください。申請日時と当日の必要書類等を確認します。

再交付

氏名・通称の変更や、宣誓書受領証の紛失・毀損・汚損があった場合は、宣誓書受領証等を再交付します。次の書類が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

※ホームページからダウンロードできます。

(2) 3 必要書類 (2) ~ (5) (2ページ参照)

※氏名・通称を変更する場合は、変更後の氏名・通称が確認できる書類をお持ちください。

(3) 宣誓書受領証・宣誓書受領証カード (紛失の場合を除く)

返還

パートナーシップを解消したとき、市外へ転出したとき、一方が死亡したときは、宣誓書受領証・宣誓書受領証カードを返還してください。次の書類が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

※ホームページからダウンロードできます。

(2) 3 必要書類 (5) (2ページ参照)

(3) 宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード

※紛失された場合は、その旨お知らせください。

6 Q&A

[1] パートナーシップ制度と婚姻制度の違いを教えてください。

婚姻は法律に基づき、相続などの財産上の権利、税金の控除、扶養の義務等の法的効力が発生します。パートナーシップ制度は国分寺市の要綱（内部規定）に基づいているため、法的効力はありません。

[2] プライバシーは守られますか。

手続きの際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意いたします。また、本人確認や提出書類の管理を徹底します。

[3] パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の発行は無料です。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の発行手数料は自己負担です。

[4] 郵送での手続きはできますか。

郵送での手続きは行っていません。事前予約のうえ、人権平和課へお越しください。

[5] 代理人が手続きすることはできますか。

必ずご本人が申請してください。宣誓の際は、必ずお二人でお越しください。

7 相談窓口

〈制度に関するお問合せ窓口〉

◆人権平和課・人権担当

☎042-573-4378 *9時～17時(土日祝, 年末年始を除く)

〈LGBTQに関する窓口〉

◆東京都性自認及び性的指向に関する専門相談

☎03-3812-3727 *火・金18:00～22:00

◆東京都人権プラザ

一般相談 ☎03-6722-0124 ☎03-6722-0125

*月～金(祝日・年末年始除く)9:30～17:30

✉ Ippan_soudan@tokyo-jinken.or.jp

法律相談 ☎03-6722-0124(面接予約) ☎03-6722-0126(電話相談)

*無料・毎月第4火曜日13:00～16:00

◆よりそいホットライン(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

☎0120-279-338

*ガイダンスが流れ[4]を押すと「性別や同性愛などに関わる相談」に繋がります。